

事務連絡
令和4年3月28日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公私立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）

令和4年3月11日付事務連絡「令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（依頼）」でもお知らせしたとおり、本年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、18歳、19歳の若年者は、親の同意がなくても契約ができるようになり、また、未成年であることを理由とした契約の取消し（未成年者取消権）をすることができなくなります。

そのため、性的な行為の撮影をするという認識がないまま契約し、撮影を強要される問題（いわゆるAV出演強要問題）についても、より一層の注意喚起が必要なことから、この度、内閣府において、別添2のとおり、成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する資料と啓発動画が作成されました。

つきましては、別添2について、新入生ガイダンス等での配布や、学校、大学等の掲示板等への掲出等していただくなど、生徒・学生等に、資料及び啓発動画に関する情報が確実に届くよう周知いただき、被害の防止に万全を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各国公私立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等

専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いいたします。

○成年年齢引下げに関する啓発動画

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

※令和４年度「若年層の性暴力被害予防月間」のポスター及びリーフレットについても、上記ウェブサイト及び右記 QR コードからダウンロードいただけます。



○附属資料

別添１：令和４年３月１８日付内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知「成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）」

別添２：「**2022**年４月１日から成年年齢は**18**歳になります。性犯罪に巻き込まれないよう、**18**歳になったら、契約は慎重に！」

（担当）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係 五十嵐、吉永

電話：03-5253-4111（内線：3073）

Mail：danjo@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 18 日

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

総合教育政策局男女共同参画学習室長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について（依頼）

本年 4 月 1 日から成年年齢が引き下げられることに伴い、18 歳、19 歳の若年者は、親の同意がなくても契約ができるようになり、また、未成年であることを理由とした契約の取消し（未成年者取消権）をすることができなくなります。

その中で、性的な行為の撮影をするという認識がないまま契約し、撮影を強要される問題（いわゆる AV 出演強要問題）について、より一層の注意が必要なことから、この度、成年年齢引下げに伴う性暴力被害の予防に関する資料と動画を作成いたしました。

つきましては、貴省所管の教育機関等の掲示板に別添資料を掲出等していただき、学生・生徒等に、資料、動画の周知方よろしくお願い申し上げます。

○成年年齢引下げに関する啓発動画

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html



○周知用資料（別添）

（本件照会先）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

林（課長補佐）、城谷、福井

TEL : 03-5253-2111（内 37552,37555）

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp

2022年4月1日から 成年年齢は18歳になります。 別添2

性犯罪に巻き込まれないよう、18歳になったら、契約は慎重に！

①

Cure time 特別編

2022年4月1日から 成年年齢は18歳になります。

お姉ちゃん きゅあ子

お姉ちゃん これって どういう意味？

Q成年年齢引下げとは？
成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。
つまり18歳から大人ということです。

ふーん つまり18歳で 成人ってことになるのね。 でもそれで何か変わるの？

②

スマホの契約

ほかに 脱毛サロン 整形、ローン 契約できる!!

クレジットカードの契約

キャッシング

貸付契約

つまり、これからは18歳になれば 父母の同意がなくても高校三年生で 一人で契約できるってことだよ。 クレジットカードや携帯電話、 住む家や進学も自分の意思で決められる。

ええ!! それめっちゃ 最高! でも注意も 必要だよ。

③

例えば今まではAV出演、JKビジネスなどの アダルトな仕事も契約を結んでも18歳から19歳なら 「未成年者取消し」ができたんだけど

今まで 保護者 これから

保護者が関与していない 取り消し!

自分と契約してしまったら 守らなければならない。

これからは自分の意思で契約したら、 契約を守らなければいけないよ。 だからちゃんと注意して。

OK! わかった

じゃあこの時給3000円の 条件がいい高収入バイトも 18歳になったらお姉ちゃんに ジャマされずに高校生でも できるってことか! ジュルリ

高収入 チャーリン

フナナ 安心 体入で 2万円

④

きゅあ子ちゃん、そういう求人はね。

脅されたり 依頼の身分証の コピー取ってるんだぞ 持たせたらどうなるかわかってるだろうな。

騙されたり 脱がなきゃならない なんて聞いてないよ!

求人に見えて いたことと違ったり

メイドの服で 着ていたのに こんなにスリッパなんて 聞いてないよ...

っていうトラブルに 遭う可能性が高いよ。 ひどい性犯罪に 巻き込まれるかも。

かみちょーん

18歳になったら 契約は慎重に!

「どうしよう」 ってことがあったら キュアタイムに相談してね!

性暴力の悩み、ひとりで抱えこまないで。ためらわずに、御相談ください。

【電話による相談】

【SNSによる相談】

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター(内閣府)

性犯罪被害相談電話(警察)

はやくワンストップ

ハートさん

#8891 #8103

キュアタイム



※ プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心してご相談ください。

成年年齢引下げに関する啓発動画は
ウェブサイトでご覧いただけます。



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは？

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターでは、緊急避妊薬の処方や性感染症検査、証拠採取などの医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援、弁護士など専門家を紹介する法的支援などを行います。